

子どもたちの豊かな学びと学校の働き方改革を実現するための教職員
定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっていることから、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するため、教職員定数改善が不可欠である。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準が2028年度までに35人に引き下げられるが、今後、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められるが、文部科学省が示す学校と教師の業務の3分類にかかわらず業務の外部移行・委託の推進のためには国・自治体での財政措置が不可欠である。

本市では、きめ細かな教育の充実や学力向上、少人数学級の推進など学校教育の充実を図る施策などを積極的に展開し、特色ある学校づくりに努めている。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。

子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障が必要である。

以上のことから、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、事務職員等の少数職種を含む加配定数の拡充など新たな定数改善計画を上回る教職員定数改善を推進すること。
- 2 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。
- 4 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月18日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
文部科学大臣